

お詫びとお知らせ

この度、弊社は不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項に基づく消費者庁の措置命令に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通り周知致します。

1 弊社は、弊社の供給する「TSUTAYA TV」の「動画見放題プラン」、「動画見放題&定額レンタル8」及び「TSUTAYA光」、並びに弊社の店舗及び弊社のフランチャイズチェーン加盟店の店舗を通じて供給する「TSUTAYAプレミアム」の4つのサービス（本件4サービス）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から平成30年5月15日までの間、弊社ウェブサイトの「T-SITE」（本件サイト）、テレビコマーシャル及び「YouTube」の自社公式チャンネルにおいて、例えば、

（1）動画見放題プランについて、「動画見放題 月額933円（税抜）30日間無料お試し」と記載し、その背景に30本の動画の画像を掲載し、「人気ランキング」及び「近リリース」として、それぞれ10本の動画の画像を掲載することにより、

（2）動画見放題&定額レンタル8について、「人気の動画が見放題！ CDやDVDが借り放題！」「サービスプランについて TSUTAYAの全作品をご自宅で自由に楽しめる、3つのプランをご用意しました。」「オンライン動画配信サービス 月額933円。 TSUTAYAのほぼ全ての動画をオンラインで見ることができるサービス。」「取扱いタイトル数 業界最大級85,000本以上」「TSUTAYAのほぼ全作品を自宅で楽しめる！」等と記載することにより、

（3）TSUTAYA光について、「毎月タダで映画が見られる光。TSUTAYA光」「毎月無料で映画やドラマが見放題！」「特長1 映画が毎月無料！」「動画配信プランが毎月見放題」等と記載することにより、

（4）TSUTAYAプレミアムについて、「旧作DVD借

りたい放題」「動画配信も」「見たい放題」等の文字及び音声を送送等することにより、あたかも、本件4サービスを契約すれば、弊社がT S U T A Y A T Vにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるかのように示すなどの表示をしております。

しかし、実際には、本件4サービスの動画見放題プランの対象動画はT S U T A Y A T Vにおいて配信する動画の12%ないし27%程度であつて、特に新作及び準新作の動画については、当該割合が1%ないし9%程度であり、本件4サービスを契約すれば、T S U T A Y A T Vにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が条件なく見放題となるなどのものではありませんでした。

これらの表示は、本件4サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

2

弊社は、T S U T A Y A光のサービスのうち「さんねん割」プランを一般消費者に提供するに当たり、平成27年2月12日頃から平成29年11月11日頃までの間、本件サイトにおいて、例えば、「今なら『さんねん割』ですーっとお得!」「3年契約で料金がずーっとお得!」「割引価格 戸建てタイプ…700円/月マンションタイプ…300円/月」「キャンペーン受付期間2015年2月12日〜2017年3月31日」等と記載することにより、あたかも、記載したキャンペーン受付期限までにさんねん割の提供を申し込んだ場合に限り、3年間にわたり、毎月、戸建てタイプは700円、マンションタイプは300円の割引が適用されるかのように表示しておりました。

しかし、実際には、キャンペーン受付期間後にさんねん割の提供を申し込んだ場合にも、同様の割引が適用されるものでした。

これらの表示は、さんねん割の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

3 本件により、お客様をはじめとして、関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。弊社は、今回の消費者庁の措置命令を真摯に受け止め、再発防止のため管理体制の一層の強化に努める所存でございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

T S U T A Y A コ ン タ ク ト セ ン タ ー

0 5 7 0 ・ 0 6 4 ・ 0 3 8

平成30年6月18日

株式会社 T S U T A Y A

代表取締役社長兼 C O O

中西 一雄